

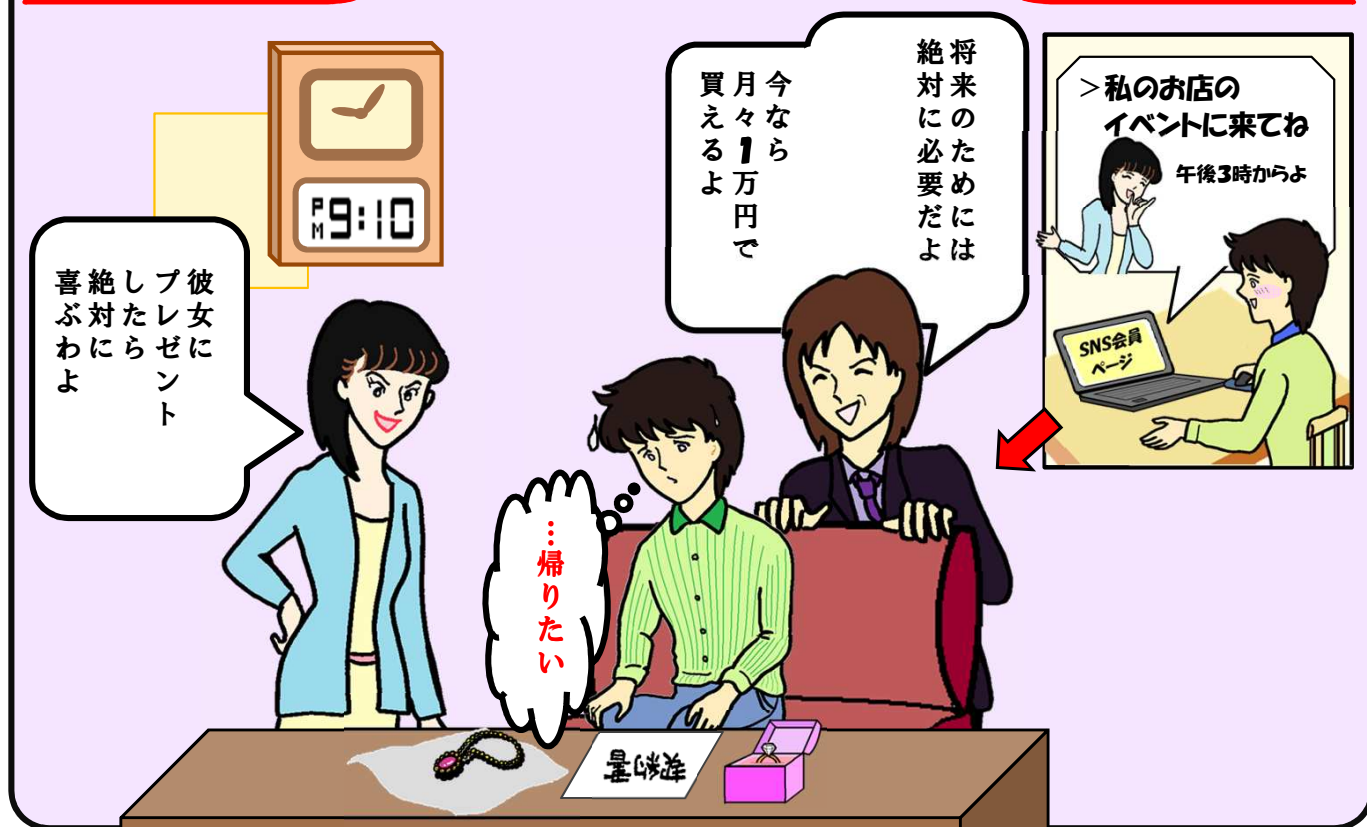
ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～ VOL. 33



アポイントメントセールスにご用心！の巻



※販売目的を隠して呼び出し、高額な商品売り付ける販売方法を
アポイントメントセールスと言います。

- よく知らない人からの呼び出しには、安易に応じないこと。
- 勧誘されても、必要なければきっぱり断りましょう。
- 契約日を含め8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

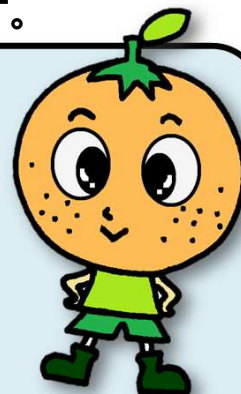
(月～金) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

●和歌山県消費生活センター紀南支所

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943

(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)



みかすけ